

# 生徒心得

この心得は、本校生徒として、学校生活を送る上で守らなければならない日常の規律を示すものであり、これを正しく理解し実行することにより、将来教養ある社会人として行動する素地を養うものである。

## 1 礼儀作法

- 1 生徒は本校来賓・職員に対し、礼を失わないよう心がけること。特に、正しいことば遣いをするよう心がけること。
- 2 生徒間にあっては、互いに親睦の念を忘れないようにすること。
- 3 校舎内では、特に静粛を保つこと。
- 4 生徒は、常に高校生としての誇りと品位を保つこと。

## 2 頭髪・服装

- 1 生徒の服装は清潔・質素・端正にし、生徒としての誇りを汚さないようにすること。
- 2 頭髪は清潔・端正なものであること。
- 3 校外の生活における服装は、勤労生徒として恥ずかしくない、端正で清潔なものであること。

## 3 校内生活

〈登校時〉

- 1 始業5分前に登校するよう心がける。
- 2 校内に土足で上がることを禁ずる。
- 3 登校後、学校が放課となるまで校地外に出てはならない。正当な理由で外出・早退する場合は、HR担任に届け出ること。

〈給食・授業時〉

- 1 給食時は、人に不快な感じを与えないよう、特に注意する。
- 2 授業時間中の外来者との面接及び電話等は、原則として取りつがない。ただし、急用の場合はこの限りでない。
- 3 授業時間中の生徒間の呼び出しは厳禁する。また、生徒は許可なく教室から出てはならない。
- 4 自習時間は静粛にして教室で学習に励むこと。
- 5 試験は真面目に取り組み、生徒としての品位を失うことがあってはならない。

〈下校時・放課後〉

- 1 掃除当番は、各区域を、担当者全員の責任で、常に清潔に保たなければならない。
- 2 放課後の校舎利用は、あらかじめ関係職員の許可を得なければならない。

〈その他〉

- 1 校具の使用は、保管担当教員の許可を得て使用する。
- 2 校舎建造物は丁寧に取り扱い、破損した場合または破損箇所を発見した時は、速や

かに届け出る。

- 3 校内で掲示・伝達・回覧等を行う場合は、事前に承認を得なければならない。
- 4 休日・休業中の校舎使用は、学校の許可を必要とする。
- 5 校内で紛失物または拾得物があった時には、ただちにHR担任または関係職員に届け出る。
- 6 生徒は各HRで順次日直を務め、教室内の整理整頓及び火災予防に注意する。
- 7 許可なくして金銭・物品を集めないこと。
- 8 許可なくして集会を行ったり、刊行物を発行してはならない。
- 9 住所及び保証人に変更が生じた際には、ただちに届け出なければならない。
- 10 電車・バス等の通学券の購入は、所定の様式に記入し行うこと。
- 11 各種証明書等の請求は、所定の手続きによること。

#### 4 校外生活

- 1 高校生としての自覚を持ち、校内・外を問わず非行、特に暴力行為をしてはならない。
- 2 率先して公衆道徳を守る。
- 3 交通規則を遵守し、事故・違反などを起こさぬよう注意する。
- 4 習得した知識・技能はただちに職場に応用するよう務める。
- 5 高校生としてふさわしくない場所への出入りを禁ずる。
- 6 職場では生徒であることを自覚し、ことば遣いに注意すること。
- 7 飲酒・喫煙は厳禁する。
- 8 常に身分証明書を携帯しなければならない。

#### 5 欠席・欠課・遅刻・早退

- 1 学校を欠席する時には、事前にHR担任に連絡する。ただし、病気等による欠席が1週間以上に及ぶ場合には、医師の診断書を添付すること。
- 2 欠課・遅刻した者は、HR担任に連絡すること。
- 3 早退する者は、HR担任の許可を得ること。

附則1 この生徒心得は平成23年4月1日に一部改正する

# 車 両 通 学 心 得

## 1 車両通学許可証の交付

車両通学を希望する生徒は、車両通学許可規程により「車両通学許可願（駐車場使用願）」を担任を通じて校長に提出し、許可証の交付を受けること。

## 2 禁止事項

- (1) 無許可・無届けでの車両通学
- (2) 指定場所以外に駐車をする行為
- (3) 騒音や無謀運転などの迷惑行為
- (4) 登校以後の車両の乗り回し行為（駐車場での乗り回し行為）
- (5) 車両の貸借行為（特に無免許生徒への貸与）
- (6) 違法改造車両での通学
- (7) 他の生徒を同乗させての通学
- (8) 二輪車の二人乗り運転での通学
- (9) 二輪車のノーヘルメット運転での通学
- (10) 冬期間の二輪車通学

## 3 その他

- (1) 車両の運転に際しては、交通法規を守り交通安全に努める。
- (2) 届け出の内容等に変更が生じた場合は、速やかに手続をする。
- (3) 上記の禁止事項に違反した場合は、特別な指導措置を受ける。

附 則 本心得は、令和4年4月1日より施行する。 令和4年3月17日一部改正

# 車 両 通 学 許 可 規 程

(主 旨)

第1条 生徒の通学が自宅または職場から遠距離であり、公共の交通機関の利用が困難な時、車両による通学を許可する場合がある。

(許可の願い出)

第2条 車両による通学を希望する生徒は、「車両通学許可願」を提出し校長の許可を得なければならない。

(許可の条件)

第3条 車両による通学の許可を得る場合、下記の条件を満たしていなければならない。

- (1) 車両通学心得を遵守できること
- (2) 保護者の承諾が得られていること
- (3) 通学車両が任意保険に加入していること
- (4) 自宅または職場からの通学距離が2 Km以上であること
- (5) 通学車両が普通車または中型以下の二輪車で違法改造がないこと

(許可証の交付)

第4条 車両通学を希望する生徒は、次の各号の手順により「車両通学許可証」の交付を受ける。

- (1) 「車両通学許可願」に必要事項を記入し、ホームルーム担任に提出する。
- (2) ホームルーム担任は、記入事項等内容を点検・確認し、生徒指導部交通係に提出する。
- (3) 生徒指導部は、審査を行い、校長の許可を受けた後、「車両通学許可証」を発行する。
- (4) ホームルーム担任は、生徒に「車両通学許可規程」・「車両通学心得」を指導・確認のうえ「車両通学許可証」を渡す。

(有効期限)

第5条 許可の有効期限は、卒業年度までとする。ただし、「車両通学許可願」の記入事項に変更のある場合は、再び「車両通学許可願」を提出し許可を受けなければならない。

(禁止事項)

第6条 無許可での車両通学や許可条件に反した車両通学および次の各号の行為のあった場合は、特別指導や通学許可の取り消しなどの指導処置を受ける場合がある。

- (1) 免許証および車両通学許可証の不携帯
- (2) 指定場所以外の駐車
- (3) 騒音や無謀運転等の迷惑行為
- (4) 登校後の車両の乗り回し行為
- (5) 車両の貸借
- (6) 車両の違法改造
- (7) 乗り合わせ通学

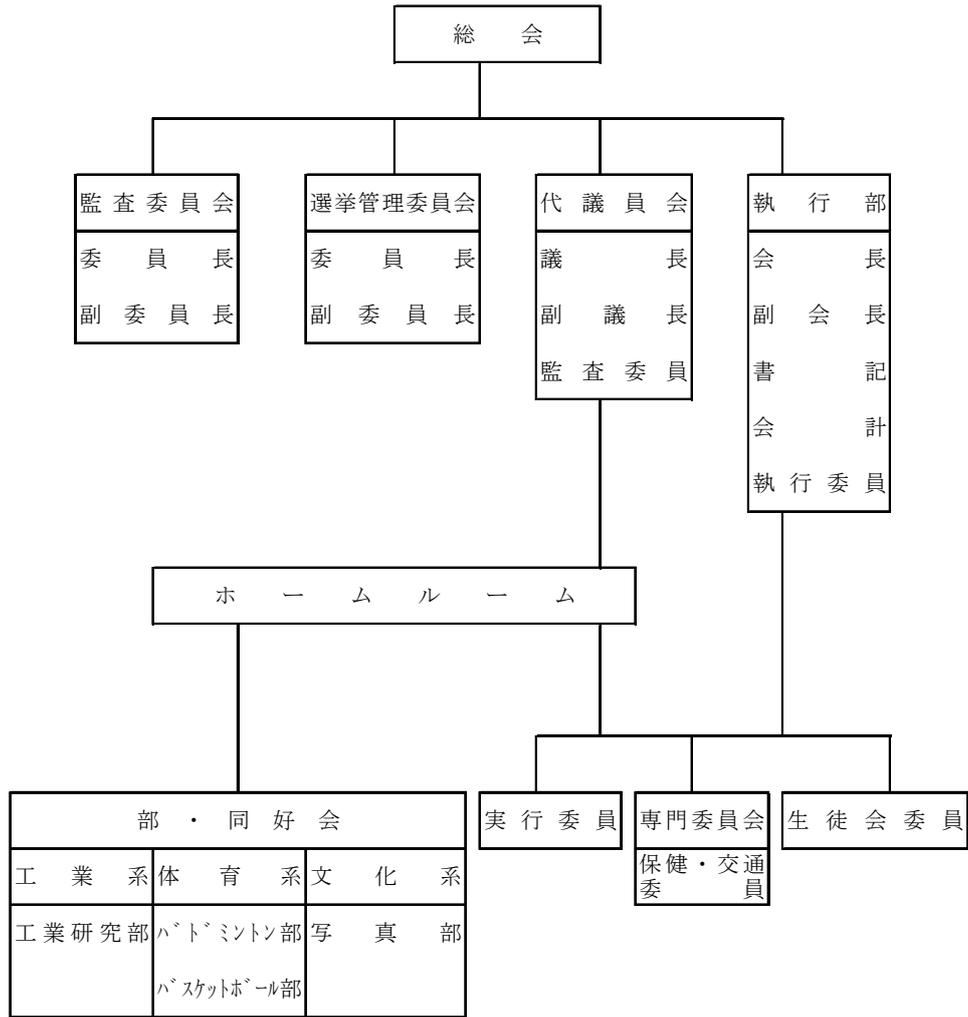
- (8) 二輪車の二人乗り運転
- (9) 二輪車のノーヘルメット運転
- (10) 冬期間の二輪車通学

附 則 この規程は、平成8年12月1日から施行する。

令和4年 4月1日より施行する。令和4年3月17日一部改正

# 生徒会組織図

(生徒会組織図)



平成31年4月1日 一部改正

# 生徒会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、北海道函館工業高等学校定時制課程生徒会と称する。
- 第2条 本会は、北海道函館工業高等学校定時制課程に在籍する生徒全員をもって組織する。
- 第3条 本会は、教職員の指導および承認のもとに、健全な自主的活動を行い、学校生活の充実・向上、諸活動の連絡・調整、学校行事への協力等を通して、各自の個性の伸長、社会人としての資質の向上をはかることを目的とする。

## 第2章 組織

- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の機関を置く。
- (1) 生徒総会
  - (2) 代議員会
  - (3) 執行部
  - (4) 専門委員会 [ 保健・交通委員会 ]
  - (5) 部・同好会
  - (6) 監査委員会
  - (7) 選挙管理委員会
  - (8) 行事運営に関する実行委員会
  - (9) 生徒会委員
  - (10) ホームルーム

### 第1節 生徒総会

- 第5条 生徒総会は、本会の最高議決機関であり、毎年4月と11月に定例生徒総会（以下、総会という）を開く。
- 第6条 総会は、会長が召集する。ただし、次の場合、臨時総会を開くことができる。
- (1) 代議員会が必要と認めた場合
  - (2) 会員の2分の1以上の要求があった場合
- 第7条 総会は、次の事項を審議し議決する。
- (1) 事業報告および決算
  - (2) 事業計画および予算
  - (3) 会則の改正
  - (4) その他の重要事項
- 第8条 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 第9条 総会は、審議の前に、議長1名・副議長1名からなる議長団を選出しなければならない。

## 第2節 代議員会

第10条 代議員会は、ホームルーム代表1名から2名でなる総会に次ぐ議決機関である。

第11条 代議員会は、互選により議長、副議長各1名および監査委員3名を選出する。

第12条 代議員会は、次の場合に議長がこれを召集する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 代議員の2分の1以上の要求があった場合

第13条 代議員会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業報告および決算（先議）
- (2) 事業計画および予算（先議）
- (3) 会則の改正（先議）
- (4) 生徒会行事の運営に関する事項
- (5) その他の事項

第14条 代議員会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

## 第3節 執行部

第15条 執行部は、本会の目的達成のため、本会の活動全般にわたって企画、立案し、執行する機関である。

第16条 執行部は、次の役員によって構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) その他必要な執行部員

第17条 会長・副会長は、全会員の選挙により選出し、書記・会計およびその他必要な執行部員は会長が指名し、代議員会の承認を経て、会長が任命する。役員選挙については別にこれを定める。

第18条 執行部役員の任期は、11月1日より翌年の10月31日までの1年間とし、他の役員との兼任は認めない。ただし、再選は妨げない。

第19条 執行部役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会の最高責任者であり、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
- (3) 書記は会務全般の記録および文書の処理保管を行う。また、総会および代議員会における議事録を担当する。
- (4) 会計は本会の会計事務を行う。

## 第4節 専門委員会

第20条 専門委員会として、保健・交通委員会を置く。

第21条 保健委員会は、ホームルーム代表1名から複数名より構成し、会員の保健・環境衛生に関する業務および会員の交通安全に関する業務を行う。

第22条 専門委員会は、委員の互選により、委員長1名、副委員長1名をそれぞれ選出し、執行部のもとで各業務の企画・運営を行う。委員長は、各会務を統轄し、副委員長はこれを補佐する。

#### 第5節 部・同好会

第23条 工業系・体育系・文化系の部および同好会を設置する。部・同好会に関する細則は、別にこれを定める。

第24条 各部について予算を配分する。

#### 第6節 監査委員会

第25条 代議員会より選出された監査委員は、毎年2回、本会の物品および会計の監査を行い、代議員会および総会に報告しなければならない。

第26条 監査委員会は、委員の互選により、委員長1名、副委員長1名をそれぞれ選出する。委員長は、会務を統轄し、副委員長はこれを補佐する。

#### 第7節 選挙管理委員会

第27条 本会の選挙に関する業務を行う機関として選挙管理委員会を置く。選挙および選挙管理委員会に関する規程は別にこれを定める。

#### 第8節 行事運営に関する実行委員会

第28条 本会は、ホームルーム代表1名から複数名でなる行事運営に関する実行委員会を置く。

第29条 各実行委員会は、互選により委員長1名、副委員長1名を選出し、執行部のもとで行事の企画・運営を行う。

#### 第9節 生徒会委員

第30条 執行部を補助および補佐する機関として、生徒会委員を置く。

第31条 生徒会委員は、ホームルーム代表1名から複数名により構成する。

#### 第10節 ホームルーム

第32条 ホームルームには次の役員を置く。

##### 1. 本会の運営にかかわる役員

(1) 代 議 員 1名から2名

(2) 保健・交通委員 1名から複数名

(3) 選挙管理委員 1名から複数名

(4) 行事運営に関する実行委員会 1名から複数名

(5) 生徒会委員 1名から複数名

2. ホームルーム運営のための役員

(1) ホームルーム委員長 (代議員) 1名

(2) ホームルーム副委員長 (代議員) 1名から複数名

(3) その他必要な役員

3. 上記役員の任期は1年間とし、欠員が生じた場合は、ただちに補充するものとする。

なお、役員の兼任は原則として認めない。

### 第3章 会計

第33条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

第34条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第35条 本会の会費は年額6,000円とし、月額600円ずつ4月から1月の10ヶ月間で完納することとし、本会の会員の資格を失っても返還はしない。なお、新入会員は、入会金1,000円を納入する。

### 第4章 弔慰

第36条 弔慰については、次のとおりとする。

(1) 会員死亡の場合 香典5,000円

(2) 保護者死亡の場合 香典3,000円

### 第5章 改正

第37条 本会則の改正は、代議員会の審議を経て、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則1 この会則は、平成 8年 3月18日より施行する。

平成11年11月29日一部改正

平成23年 4月 1日一部改正

平成31年 4月 1日より施行する。

平成31年 2月27日一部改正

平成31年 4月26日一部改正

令和 4年 4月1日より施行する。令和4年3月17日一部改正

# 生徒会選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、生徒会会則第17条及び第27条に基づき、生徒会役員選挙を適正に行うことを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 生徒会役員を選出するため選挙管理委員会（以下「委員会」という）を設ける。

2 委員会は、各ホームルームより選出された選挙管理委員（以下「委員」という）により構成し、その互選により委員長1名・副委員長1名を置く。

第3条 委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 立候補の受付と告示
- (3) 選挙人名簿の作成
- (4) 立会演説会の開催
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 選挙結果の告示
- (7) その他必要な事項

(選挙権及び被選挙権)

第4条 本校に在籍する生徒は、選挙権及び被選挙権を有する。ただし、委員及び4年生は被選挙権を有しない。

(選挙)

第5条 生徒会役員の選挙は10月に行い、選挙の告示は投票日の10日前とする。

(立候補の制限)

第6条 立候補者は、同時に二つの役員に立候補することはできない。

(立候補の届け出)

第7条 立候補は、投票日の7日前までに所定の用紙を用いて、次の事項を委員会に届け出なければならない。

- (1) 立候補者の学年・学科・氏名
  - (2) 立候補する役員名
  - (3) 推薦責任者1名の学年・学科・氏名
- 2 立候補者の氏名及びその他必要事項を投票日の4日前に会員に告示する。
- 3 立候補者がいない場合は、受付期日を延長することができる。

(選挙活動)

第8条 選挙運動期間は、届け出の日から投票日の前日までとする。

2 選挙運動は、校内に限り、立会演説会、ポスター掲示等、委員会が承認した方法で行う。

(投票・開票・当選)

第9条 投票は、委員会が作成した用紙を用い、無記名投票によって行う。

第10条 立候補者が定数内の場合は、信任投票を行う。

第11条 投票は、各ホームルームの指定の場所で行う。

第12条 開票は、即日開票とし、各候補者の推薦責任者1名の立会いのもとで委員会が行う。

第13条 次の投票は無効とする。

- (1) 規定の投票用紙を用いない場合
- (2) 規定の投票方法によらない場合
- (3) 白紙投票の場合
- (4) その他委員会が無効と認めた場合

第14条 開票の場合、次の者を当選とし投票日の翌日に発表する。

- (1) 有効投票数の過半数を得た者。過半数に満たない場合は上位2名の決戦投票とする。
- (2) 信任投票の場合は、有効投票数の過半数を得た者  
(改正)

第15条 本規程の改正は、代議員会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則1 この規程は、平成 8年10月11日より施行する。

平成31年 4月 1日一部改正

平成31年 2月27日一部改正

平成31年 4月26日一部改正

# 部 に 関 す る 細 則

## (目 的)

第1条 本細則は、生徒会会則第24条に基づき、本校の部の活動について定めたものである。

第2条 部は、顧問の指導のもとで、健全な精神と豊かな人間性を身につけ、個性の伸長を図り、自主性を育てるとともに目標に向かって努力する態度を学ぶことを目的とする。

## (構 成)

第3条 部は、前条の目的達成のため、会員のうちの同好の生徒によって構成され、本校教員を顧問とする。

第4条 部には、工業系・体育系・文化系の3部門をおく。

第5条 各部は、部員の互選により部長1名・副部長1名をおく。

第6条 部長は、部の代表として部内の統一に当たり、規律と秩序を維持する。

第7条 副部長は、部長の補佐に当たり、部長に事故あるときはその任務を代行する。

## (入退部)

第8条 入部を希望する会員は、所定の入部届によりクラス担任及び部顧問に届け出なければならない。

第9条 各部は、上の入部届により部員名簿を作成し、年度当初に生徒会に提出する。

第10条 退部する会員は、部顧問及びクラス担任に届け出なければならない。

第11条 各部は、第9条の部員名簿の内容に変更ある場合は直ちに内容の訂正を行う。

## (活 動)

第12条 部の活動に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 第2条の目的及び各部の目標に向け、計画的に活動する。
- (2) 顧問の指導のもと、規律ある活動をする。
- (3) 午後9時50分には使用施設・備品の整理を終え、下校する。
- (4) 生徒会予算で購入した物品は責任をもって管理し、物品監査時には即刻提示できるようにする。
- (5) 第9条の部員名簿のほかに年間活動計画書を作成し、年度当初に生徒会に提出する。
- (6) 部員名簿に氏名が記載されていない会員は、活動に参加することができない。
- (7) 定期考査前の1週間及び考査期間中は原則として活動を認めない。定期考査前後に大会が予定されているなど、特殊事情のある場合は別途審議する。

## (大会参加・遠征)

第13条 大会への参加に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本校及び本会の代表として参加することを念頭において、規律ある行動をし、最大限の努力をする。
- (2) 成績不良(赤点)の科目を4科目以上有する部員の参加は原則として認められない。特殊事情のある場合は、職員会議で審議する。

- (3) 素行不良あるいは生活態度に問題のある部員の参加は原則として認められない。  
特殊事情のある場合は、職員会議で審議する。
- (4) 授業あるいはホームルームの出席状況に問題のある部員の参加は認められない。  
(大会に参加した結果、出席数が教務規程に定められた数を下回ることが予測されるなど)

第14条 旅費あるいは宿泊費を必要とする大会への参加については、前条の各号の他に派遣委員会での審議・承認が必要である。

(活動の停止)

第15条 部において、活動を継続する上で問題となる事態が生じた場合は、当該個人または部の活動を停止させることがある。

(部の設立)

第16条 部の設立の申請は、次の各号が満たされなければならない。

- (1) 第2条の目的を達成するため、その内容が適切であること
- (2) 大会への参加が可能な人数であること
- (3) 顧問が確保できること
- (4) 既設の部の活動を妨げずに活動場所を確保できること
- (5) その後の長期的かつ継続的な活動が見込まれること

第17条 部の設立許可を申請するには、以下の事項を記入した申請書を定例中間総会の2ヶ月前までに生徒会に提出しなければならない。

- (1) 部名 (2) 申請者名簿 (3) 代表者名 (4) 申請理由・目的
- (5) 予定される顧問名 (6) 活動計画 (7) 予定される活動場所 (8) 予算見積

第18条 部の設立申請が提出された場合、執行部が定例中間総会に提案し、ここでの承認が得られれば、次年度4月からの活動が認められる。

(部の廃止)

第19条 部の廃止は、次の各号による。

- (1) 規律の乱れや不祥事等により、部の目的を逸脱した場合
- (2) 本校及び本会の名誉を著しく傷つける行為があった場合
- (3) 部員が減少し活動不能の状態が続いている場合
- (4) 活動が行われない状態が続いている場合

第20条 部の廃止は、執行部が提案し生徒総会で審議する。

第21条 当該部の物品は、生徒会予算で購入したものについては執行部が管理する。

(改正)

第22条 本細則の改正は、本会会則の改正に準ずるものとする。

附 則 本細則は、平成 9年 4月 1日より施行する。

平成23年 4月 1日一部改正